

令和8年度 第1回教科用図書葛南西部採択地区協議会 議事録

- 1 期 日 令和8年5月22日（金）
開 会 午後14時00分
閉 会 午後14時25分
会 場 浦安市文化会館 大会議室

- 2 出席者
委 員 10名
指導助言者 1名
事務局 3名
市教委担当 3名

3 会議録

- (1) 開会の言葉
事務局

- (2) 千葉県教育庁葛南教育事務所 あいさつ

市川市教育長様、浦安市教育長様始め、市川市、浦安市の皆様には日頃の当教育事務所の各種事業へのご理解やご協力へ感謝する。本年度の教科書採択は、主に特別支援学校および特別支援学級における学校教育法附則第9条第1項に規定する教科用図書、いわゆる一般図書の採択となる。

また、小中学校については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下、無償措置法）の規定に基づき、基本的に令和7年度と同一の教科書を採択することとなっている。この葛南西部採択地区協議会は、無償措置法の規定により設置され、令和9年度に使用する教科用図書の採択について協議を行う場となる。そして同条第5項により、市川市と浦安市は、本採択地区協議会における協議に基づき、種目ごとに同一の教科用図書を採択しなければならないこととなっている。本年度の教科書採択にあたっては、令和8年3月31日付文部科学省通知において、採択権者の判断と責任により、公正性・透明性に疑念を生じさせることのないよう、適切に行われることが必要であることが求められている。採択権者である教育委員会や学校長は採択結果やその理由について保護者や地域住民等に対して説明責任を果たすことが重要である。

教科書採択に関する情報公開については、皆様ご承知のとおり、無償措置法で採択権者に、採択の結果及びその理由等の公表に関する努力義務が課されており、教科書採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められている。

本採択地区協議会が、教科書発行者のみならず、外部からのあらゆる働きかけに左右されることなく静謐な環境を確保しつつ、教科書採択の公正確保の徹底に万全を期すようお願いしたい。

- (3) 令和8年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の紹介及び規約の承認、議長選出

報告：規約は承認される。令和8年度教科用図書葛南西部採択地区協議会会長に、浦安市教育委員会教育長が選出され、事務局は浦安市教育委員会に置く。

- (4) 説明・協議（会長が議長）

- ① 令和8年度教科用図書葛南西部採択地区協議会等に関する日程（案）について
・承認
- ② 令和8年度教科用図書葛南西部採択地区協議会事務経費予算（案）について
・承認
- ③ 令和8年度教科用図書葛南西部採択地区協議会研究調査委員の委嘱について
・承認

- (5) その他

- ①参考資料について
事務局
- ②令和8年度教科用図書葛南西部採択地区協議会の負担金について
事務局
- ③その他
事務局

- (6) 閉式の言葉

事務局